



国民健康保険・年金



国民健康保険

問 保険課 国保係 ☎43-7047

国保の加入・脱退などの手続き

● 国保に加入するとき

事 由	届け出に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
他の市区町村から転入してきて職場の健康保険に入っていないとき	転出証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書

● 国保をやめるとき

事 由	届け出に必要なもの
職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証
他の市区町村へ転出したとき	国保の保険証
国保の加入者が死亡したとき	国保の保険証
生活保護を受けたとき	国保の保険証、保護決定通知書

● その他

事 由	届け出に必要なもの
市内で住所が変わったとき	国保の保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を分けたり、一緒にしたとき	
保険証をなくしたり、破れてしまったとき	身分を証明するもの(免許証など)
修学のため、他の市町村に転出するとき	在学(園)証明書、保険証

手続きの窓口

市民課	市民係	☎43-7042
比内総合支所	市民生活係	☎43-7094
田代総合支所	市民生活係	☎43-7099

国保の給付などの手続き

事由	内容	手続きの窓口
やむをえない事情で保険証を持たずに病院などを受診したとき	医療費・補装具費用等の一部が払い戻しになる場合があります。	●保険課 国保係 ●比内・田代総合支所 市民生活係
医師の指示でコルセット等の補装具を作成したとき		
1カ月分の医療費が高額になったとき(高額療養費)	自己負担限度額(年齢や所得により異なります)を超えた分を払い戻します。	
手術や入院が決まり、1カ月分の医療費が高額になると思われるとき(限度額適用認定)	病院などでの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(事前に申請が必要です)。	
市民税非課税世帯のかたが入院し、食事代がかかるとき	食事代の自己負担額を減額することができます(事前に申請が必要です)。入院日数が90日を超えたときは、さらに減額される場合があります(90日を超えたときに、申請が必要です)。	
交通事故や一方的な暴力など、加害者によるケガや病気で病院などを受診したとき	加害者に責任のあるケガや病気の治療について、一時的に国保が医療費を立て替え、後に加害者へ費用を請求することとなります。	●保険課 国保係
出産したとき(出産育児一時金)	出産育児一時金として、1人につき50万円が支給されます。原則として、出産を行った医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。	●保険課 国保係 ●比内・田代総合支所 市民生活係 (直接支払制度分は、医療機関で手続きについて説明があります)
亡くなったとき(葬祭費)	葬儀費用として、喪主の方に5万円が支給されます。	●保険課 国保係 ●比内・田代総合支所 市民生活係

制度の詳しい内容や手続きに必要なものについては、保険課広報「保険だより」や国保パンフレットおよび市のホームページなどでご確認いただくか、保険課国保係までお問い合わせください。

※「保険だより」は年4回各家庭に配布しております。また、市のホームページからもご覧になれます。



公的年金の種類と加入対象者

種類	加入する制度	対象	対象期間
第1号被保険者	国民年金	自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーター、無職など	20歳以上60歳未満
第2号被保険者	厚生年金または共済組合	会社員、公務員のかたなど	就職時から70歳未満
第3号被保険者	国民年金	厚生年金または共済組合の加入者に扶養されている配偶者	20歳以上60歳未満
任意加入被保険者	国民年金	海外に在住している日本人	20歳以上60歳未満
		60歳までに年金受給資格が発生しなかったかた	60歳以上65歳未満
		60歳までの保険料納付月数が480カ月に満たないかた	
		65歳までに年金受給資格が発生しなかったかた	65歳以上70歳未満

こんなときは手続きが必要です

事由	届け出に必要なもの	手続きの窓口
厚生年金や共済組合から抜けたとき	資格喪失証明書、年金番号がわかるもの	市役所または年金事務所
厚生年金や共済組合に加入したとき	勤務先にご確認ください	勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	配偶者の勤務先にご確認ください	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れたとき	資格喪失証明書、年金番号がわかるもの	市役所または年金事務所



大館市
フォトギャラリー



国民年金保険料の納め方

第1号被保険者のかたは、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、コンビニエンスストア等で納めます。また、口座振替やクレジットカードによる納付もお申し込みが可能です。

保険料の額は加入者全員一律です。金額は年度ごとに見直しがあります。また、期日までにまとめて払う「前納」により、保険料額が割引になります。

金額について詳しくはホームページをご覧ください。

保険料の納付が困難なとき

保険料を納めていないと、老後の年金だけでなく、万が一のときの年金も受けられない場合があります。経済的な理由などで保険料が納められない場合は、免除制度や納付猶予制度等がありますのでご相談ください。免除等の制度の種類や内容について、詳しくはホームページをご覧ください。

国民年金から受けられる給付

国民年金に加入中または加入していたかたが要件を満たした場合、以下のような給付を受けられます。

● 老齢基礎年金

国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間、学生納付特例等を含む)が原則として10年以上あると、65歳から受けることができます。

希望する場合は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給を開始したり(繰上げ受給)、66歳から75歳になるまでの間に繰り下げて受給を開始したり(繰下げ受給)もできます。

● 障害基礎年金

国民年金加入中または、20歳前もしくは60歳以上65歳未満にはじめて診察を受けた病気やけが等で、政令に定められている障害の状態になった場合に受けられることがあります。

● 遺族基礎年金

国民年金加入中、または老齢基礎年金の受給資格を満たしたかたが亡くなったときに、生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

※「子」とは、18歳到達年度の末日までにあるかた、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあるかたをさします。

● 寡婦年金

第1号被保険者として、保険料の納付済期間と免除期間をあわせて10年以上ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、その妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳までの間、受けられます。

● 死亡一時金

第1号被保険者として国民年金保険料を36カ月以上納付したかたが、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなった場合、そのかたと生計を同じくしていた遺族に支給されます。

各給付について、詳しくはホームページをご覧ください。

年金相談所

問・予約先 鷹巣年金事務所 お客様相談室
☎0186-62-1490 自動音声案内「5」

鷹巣年金事務所から派遣された職員による「年金相談所」を市役所内で定期的に開設します。主に厚生年金等に関する手続きや相談を行っています。

予約制となりますので、事前にご連絡をお願いします。

